

授業科目名	外国文献講読	期別	前期	授業形態	講義
担当者名	村上 英明	単位数	2	開講年次	1

授業科目の概要

ドイツ基本法に関して定評のある概説書をドイツ語で購読してドイツ語の文献を読む勉強を開始するとともに、ドイツの連邦機関（連邦議会と連邦参議院、連邦政府、連邦大統領、連邦憲法裁判所）の特徴をわが国の制度との比較法的考察により理解する。

到達目標

- (1) 法科大学院修了後、法学研究科において研究職をも目指す学生を対象とし、ドイツ語の文献を読む勉強を開始し、一定程度和訳することができるようになること。
- (2) ドイツの統治機構の特徴をわが国の制度との比較法的な考察を通じて理解することができること。

成績評価基準および方法

上記の到達目標の達成度を成績評価基準とし、その方法として、平常点（予習・報告の程度、課題レポート、質疑応答の積極性・理解力）により評価する。配分割合は、予習・報告の程度（50%）、課題レポート（25%）、質疑応答の積極性・理解力（25%）とする。

テキストおよび参考文献

（テキスト：コピーを事前に配布します）

Konrad Hesse, Grundzüge des Verfassungsrechts der Bundesrepublik Deutschland, 20.Auflage. (C.F.Müller)
Grundgesetz für die Bundesrepublik Deutschland, 57. Auflage. (C.H.Beck)

（参考文献）

コンラート・ヘッセ（著）、初宿正典・赤坂幸一（訳）『ドイツ憲法の基本的特質』（成文堂）
初宿正典・辻村みよ子（編）『新解説・世界の憲法集（第3版）』（三省堂）
山田晟『ドイツ法概論（第3版）』（有斐閣）

履修上の留意点、準備学習等（事前・事後学習）

（事前学習）毎回、事前に予習を指示されたテキスト（コピー）の該当条文・箇所（約2～3頁）について、辞書を引いて和訳を考えてくること。約2～3時間の時間を事前学習に充てること。

（授業）授業は、まず基本法の該当条文、続いてテキストの該当箇所を、ドイツ語を読みながら1文ずつ和訳し、各々の連邦機関の組織・権限の特徴等を質疑応答を交えながら勉強する。

（事後学習）授業後は、和訳が難しかった箇所について単語の意味や文法を復習するとともに、ドイツの連邦機関の特徴を確認しておくこと。約1時間を事後学習に充てること。

授業計画および内容等

第1回	連邦議会(1) (地位)	文献の講読および解説 (ドイツ連邦共和国基本法 38 条、テキスト 231～233 頁)
第2回	連邦議会(2) (会派、会期、審議)	文献の講読および解説 (ドイツ連邦共和国基本法 39～43 条、テキスト 233～237 頁)
第3回	連邦議会(3) (権限)	文献の講読および解説 (ドイツ連邦共和国基本法 44～45d 条、テキスト 237～239 頁)
第4回	連邦議会(4) (選挙制度)	文献の講読および解説 (テキスト 239～240 頁)

第5回	連邦議会(5) (議員の地位と 権限)	文献の講読および解説 (ドイツ連邦共和国基本法 46～48条、テキスト 241～245頁)
第6回	連邦参議院(1) (地位)	文献の講読および解説 (ドイツ連邦共和国基本法 50～51条、テキスト 245～248頁)
第7回	連邦参議院(2) (権限)	文献の講読および解説 (ドイツ連邦共和国基本法 52～53条、テキスト 248～249頁)
第8回	連邦政府(1) (地位)	文献の講読および解説 (ドイツ連邦共和国基本法 62条、テキスト 250～254頁)
第9回	連邦政府(2) (組織)	文献の講読および解説 (ドイツ連邦共和国基本法 63～64条、テキスト 254～257頁)
第10回	連邦政府(3) (権限)	文献の講読および解説 (ドイツ連邦共和国基本法 65～69条、テキスト 257～259頁)
第11回	連邦大統領(1) (地位)	文献の講読および解説 (ドイツ連邦共和国基本法 54～56条、テキスト 259～261頁)
第12回	連邦大統領(2) (権限)	文献の講読および解説 (ドイツ連邦共和国基本法 57～61条、テキスト 261～263頁)
第13回	連邦憲法裁判所(1) (地位)	文献の講読および解説 (ドイツ連邦共和国基本法 92～93条、テキスト 263～264頁)
第14回	連邦憲法裁判所(2) (構成)	文献の講読および解説 (ドイツ連邦共和国基本法 94～96条、テキスト 264～265頁)
第15回	連邦憲法裁判所(3) (権限)	文献の講読および解説 (ドイツ連邦共和国基本法 97～104条、テキスト 265～271頁)
関連 URL		
備考欄		